

施設基準 ホームページ掲載事項

医療情報の活用について(2026.10.1 更新)

- ・医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施しています。
- ・マイナ保険証を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
- ・算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を、無料で交付しております。

(電子的診療情報連携体制整備加算)

後発医薬品について

当院では、入院及び外来において後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用に積極的に取り組んでいます。もし医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して適切な対応ができる体制を整備しています。また、医薬品の供給状況によっては、投与する薬剤が変更となる可能性があります。なお、変更する場合には十分に説明させていただいたうえで、処方させていただきます。

(地域支援・医薬品供給対応体制加算)

機能強化加算について(2026.6.1 更新)

当院は、地域における「かかりつけ医機能」を有する病院として、次のような取り組みを行っています。

- ・健康診断の結果等の健康管理に係る相談に応じます。
- 必要に応じ、専門の医師・医療機関をご紹介します。
- ・介護・保健・福祉サービスの利用に関するご相談に応じます。
- ・夜間・休日の問い合わせへの対応を行っています。
- ・医療機能情報提供制度を利用して、かかりつけ医機能を有する医療機関を含む地域の医療機関のご相談に応じます。
- ・必要に応じ、受診されている他の医療機関及び処方されている医薬品を把握し、必要な服薬管理を行っています。

(機能強化加算)

在宅医療 DX の推進について

当院在宅医療部では、質の高い診療を実施するための十分な情報を取得・活用して診療を行うため、以下の取組をしています。

○医師が居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して、計画的な医学管理の下に、訪問して診療を実施しています。

○マイナ保険証の利用を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。

(在宅医療DX情報活用加算)

在宅医療における関係機関との情報連携について(2026.6.1 更新)

当院では、在宅での療養を行っている患者さんに対して、地域の訪問看護ステーション、ケアマネジャー、保険薬局等の関係機関とICTツールを用いてリアルタイムで情報共有を行う体制を整えています。

患者さんの同意を得た上で、日々の病状やケアの状況を関係職種間で常に共有し、緊急時にも迅速に対応できる連携体制を構築しています。

主な連携機関:訪問看護ステーションあっと

京都府八幡市男山金振 1-9 ウエルズ 21 男山 D 号室 TEL075-950-0300
訪問看護ステーション樹

京都府八幡市八幡土井 80-3 TEL075-983-5511
スローハンドケア八幡訪問看護ステーション

京都府八幡市八幡科手 29 番地 10 TEL075-874-7097
有智の郷ケアマネジメントセンター

京都府八幡市内里北ノ口 5-1 TEL075-972-1000
つばき薬局美濃山店

京都府八幡市欽明台北 4-1 欽明台クリニックプラザ 101 TEL075-925-7014

(在宅医療情報連携加算)

口腔管理に係る連携体制について(2026.6.1 更新)

当院では入院患者さんが有する口腔状態の課題に対し、質の高い対応を推進するため、以下の歯科医療機関とあらかじめ連携体制を構築しております。

1.連携先の歯科医療機関名 医療法人恵駿会 陰山歯科医院

大阪府枚方市岡山手町 5-18 TEL072-841-2096

2.連携の目的と内容

・入院中に口腔内のトラブルや歯科診療の必要性が生じた際、医師の判断と患者さんの同意に基づき診療情報を添えて連携先を紹介いたします。

・入院中であっても適切な歯科訪問診療を受けられる体制を整えております。

当院は適切な歯科医療機関との連携を通じて、患者さんの栄養管理やリハビリテーションの向上、および円滑な生活への復帰をサポートしてまいります。

(口腔管理連携加算)

透析シャント閉塞等の治療に関する連携医療機関について(2026.6.1 更新)

当院では、透析シャント閉塞等により経皮的シャント拡張術・血栓除去術等の治療を要する場合に、下記保険医療機関と連携をとり、必要に応じて診療情報の提供を行う体制を整備しています。

○社会医療法人美杉会佐藤病院 大阪府枚方市養父東町 65 番 1 号 TEL072-850-8711

○社会医療法人美杉会男山病院 京都府八幡市男山泉 19 番地 TEL075-983-0001

(腎代替療法診療体制充実加算)

身体的拘束最小化に関する当院の取組について(2026.6.1 更新)

<基本方針>

当院では、患者さんの尊厳と権利を尊重し、身体的拘束を原則として行わないことを基本方針としています。やむを得ず身体的拘束を実施する場合は、患者さんの生命または身体の安全を確保するために緊急かつ一時的に必要な場合に限り、医師の指示のもとで実施します。また、身体的拘束の必要性については多職種で継続的に評価を行い、早期解除に向けた検討を実施しています。

<身体的拘束最小化のための取組>

当院では、身体的拘束最小化推進体制加算の施設基準に基づき、以下の取組を行っています。

- ・身体的拘束最小化に関する院内委員会の開催
- ・身体的拘束最小化チームによる病棟ラウンドの実施
- ・全職員を対象とした定期的な研修の実施
- ・身体的拘束実施患者さんの定期的なモニタリング
- ・身体的拘束に代わるケア方法の検討
- ・患者さんおよびご家族への十分な説明と情報共有
- ・身体的拘束用具の適正管理

<身体的拘束の実施状況>

当院における身体的拘束実施率は以下のとおりです。

〔算定している入院料〕地域包括ケア病棟入院料Ⅰ

対象期間	実施率
2026 年 3 月～5 月	0.53%

※身体的拘束実施率は、身体的拘束を実施した日数を対象入院料算定日数で除して算出しています。

(身体的拘束最小化推進体制加算)